

人間文化研究機構総合情報発信センター組織運営規程

平成28年3月28日

人間文化研究機構規程第137号

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第26条に基づき、人間文化研究機構総合情報発信センター（以下「発信センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 発信センターは、人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）が相互に連携して行う人間文化に関する研究成果を広く社会に公開するとともに、研究情報を統合的に発信し、法人の枠を超えて国内外の多様な大学等研究機関と連携して行う研究の成果を、研究者コミュニティに発信する。

(業務)

第3条 発信センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 人間文化研究機構における情報発信に関すること。
- 二 人間文化研究に関する情報の収集・集積に関すること。
- 三 若手研究者育成に関すること。
- 四 その他、発信センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 発信センターに、次の各号に掲げる者を置く。

- 一 発信センター長
- 二 副発信センター長
- 三 発信センター研究員

2 発信センターに、情報部門及び広報部門（以下「各部門」という。）を置き、それぞれ次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 部門長
- 二 前項第3号に掲げる者

(発信センター長)

第5条 発信センター長は、発信センターの業務を統括する。

2 発信センター長は、機構長が指名する者をもって充てる。

(副発信センター長)

第6条 副発信センター長は、センター長の職務を補佐する。

2 副発信センター長は、機構長の指名する者をもって充てる。

(発信センター研究員)

第7条 発信センター研究員は、発信センターまたは機関に配置され、機構が実施する情報発信業務の企画・運営等に係る業務に従事する。

(部門長)

第8条 部門長は、それぞれ担当する部門の職務を統括する。

2 部門長は、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる者から機構長が指名する者をもって充てる。

(運営委員会)

第9条 発信センターが行う事業に関する重要事項を審議するため、発信センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一 発信センター長

二 副発信センター長

三 機関の長が機関を代表する者として推薦する研究教育職員 各1名

四 機構長が委嘱する外部有識者 若干名

五 その他機構長が必要と認める者

3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター会議)

第10条 発信センターの各部門が実施する事業について総合的に協議調整するため、発信センターに発信センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は第4条に掲げる者（ただし、発信センター研究員に関しては、発信センターに配置される者に限る。）及び発信センター長が必要と認める者をもって組織する。

3 センター会議は、発信センター長が招集し主宰する。

4 センター会議に関し必要な事項は、発信センター長が定める。

(情報部門会議)

第11条 情報部門が行う事業について協議調整するため、同部門に情報部門会議を置く。

- 2 情報部門会議は次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 情報部門長
 - 二 機関の長が当該機関に属する研究教育職員の中から指名する者 各1名
 - 三 第4条第1項第3号に掲げる発信センター研究員（ただし、発信センターに配置される者に限る。）
 - 四 その他情報部門長が必要と認めた者
- 3 前項第2号及び第4号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 情報部門会議は、部門長が招集し主宰する。
- 5 情報部門会議に関し必要な事項は、部門長が定める。

（広報部門会議）

第12条 広報部門が行う事業について協議調整するため、同部門に広報部門会議を置く。

- 2 広報部門会議は次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 広報部門長
 - 二 機関の長が当該機関に属する研究教育職員の中から指名する者 各1名
 - 三 第4条第1項第3号に掲げる発信センター研究員（ただし、発信センターに配置される者に限る。）
 - 四 その他広報部門長が必要と認めた者
- 3 前項第2号及び第4号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 広報部門会議は、部門長が招集し主宰する。
- 5 広報部門会議に関し必要な事項は、部門長が定める。

（センター事務）

第13条 発信センターに関する事務は、センター事務室において行う。

- 2 センター事務室の組織等については別に定める。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、発信センターの組織及び運営に関し必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。